

前 金	部 分 払
有	—

令 和 6 年 度  
水安水施補 第1-1号

## 高野尾配水池耐震補強工事詳細設計業務委託設計書

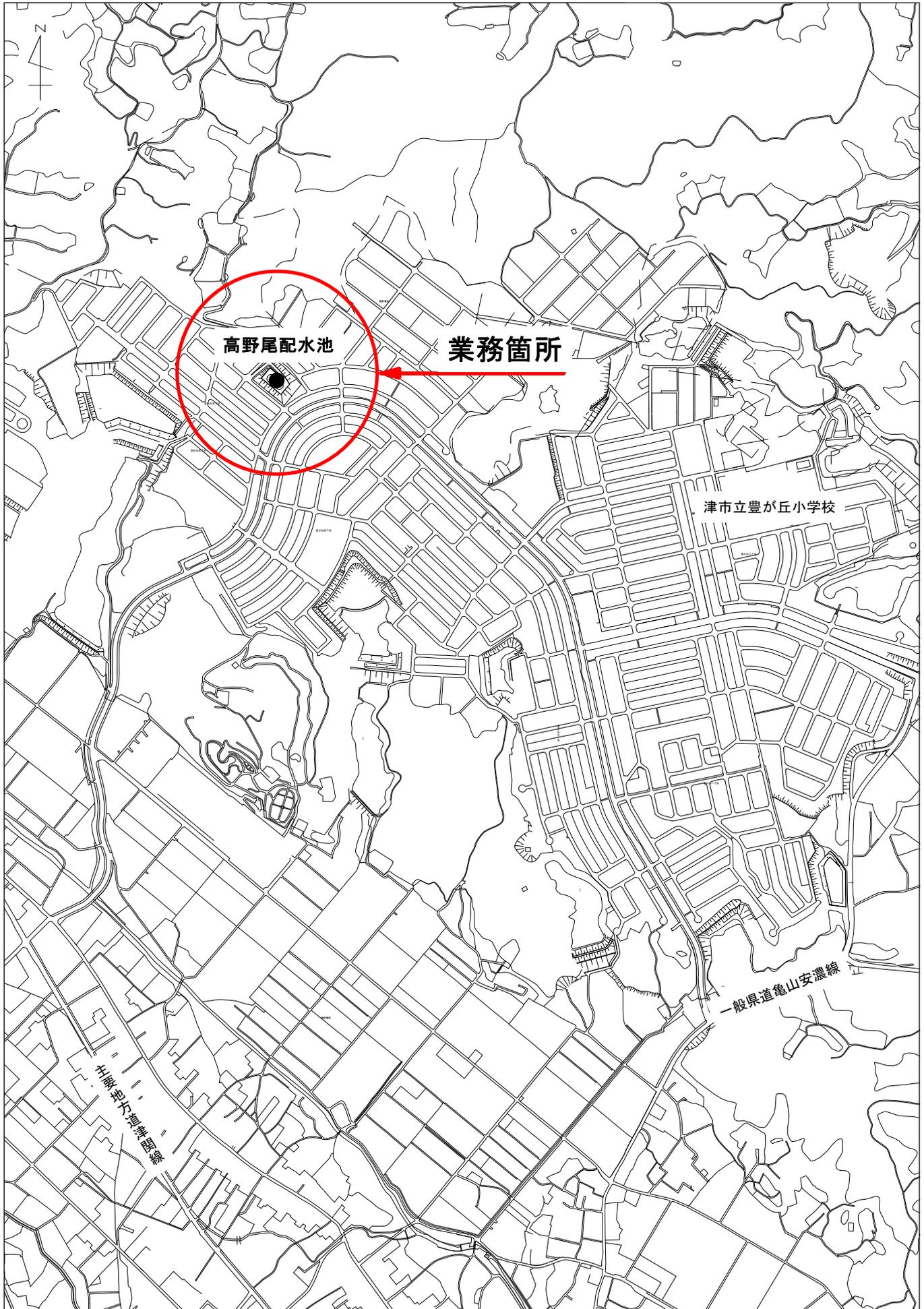
委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書  
及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局  
安芸事業所

令和6年度	水安水施補 第1-1号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 豊が丘五丁目 地内	所 長	
		検 算 者	
委 託 名	高野尾配水池耐震補強工事詳細設計 業務委託	担当主幹	
		設 計 者	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ¥ )		
履行期限	令和 6年12月10日限り		
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	配水及び給水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 耐震補強設計業務		一 式	

# 位置図

令和6年度水安水施補第1-1号  
高野尾配水池耐震補強工事詳細設計業務委託



1:10,000

## 業務数量総括表

項目・工種・種別・細別 水道工事設計業務	業務名 令和6年度水安水施補第1-1号 高野尾配水池耐震補強工事詳細設計業務委託	規格	単位	当初		業種 水道工事設計業務	摘要
				前回数量	今回数量		
設計業務			式		1	水道工事設計業務	
本業務費			式		1	水道工事設計業務	
設計協議			式		1	水道工事設計業務	
現地調査			式		1	水道工事設計業務	
既存資料調査			式		1	水道工事設計業務	
耐震補強工事の実施設計			式		1	水道工事設計業務	
直接経費			式		1	水道工事設計業務	

## 業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水安水施補第1-1号 高野尾配水池耐震補強工事詳細設計業務委託	規格	単位	当初		業種	土木設計業務
					前回数量	今回数量		
直接経費							数量増減	摘要
電子成果品作成費				式		1		
電子成果品作成費 (設計)				式		1		
直接原価				式		1		
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
設計業務価格				式		1		

### 業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和6年度水安水施補第1-1号 高野尾配水池耐震補強工事詳細設計業務委託	規格	単位	当初		業 種 項 目	消費税相当額	
					前回数量	今回数量		消費税相当額	消費税相当額
消費税相当額								数量増減	摘要
業務費計				式		1			
				式		1			

### (1)設計協議

1業務当り(単位:人)

作業項目		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	第1回	—			—	—	—	
	中間	—	—			—	—	打合せ回数 2回
	最終	—			—	—	—	
計		—				—	—	

### (2)現地調査

1業務当り(単位:人)

作業項目		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査		—	—			—	—	調査回数 1回
計		—	—			—	—	

### (3)既存資料調査

1業務当り(単位:人)

作業項目		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
既存資料調査		—	—					調査回数 1回
計		—	—					

### (4)耐震補強工事設計

PC造配水池

対象容量1,000m3当り(単位:人)

作業項目		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
設計計画						—	—	
配水池	計算	構造	—					
		機能	—	—				
	施工計画	—				—	—	
	設計図作成	—						
	数量計算	—						
審査				—	—	—	—	
計								
補正係数								配水池有効容量1,000m3
補正後 計								

## 特記仕様書

### 1. 業務概要

#### 1-1 業務概要

本業務は、平成26年度に実施した耐震二次診断業務委託報告書の検討結果に基づき、高野尾配水池において、耐震性が低く老朽化も進んでいることから、施設の耐震補強すべく詳細設計を行うものである。

#### 1-2 基本条件

高野尾配水池

PC造 1,000 m<sup>3</sup>×2池

### 2. 業務内容

#### 2-1 設計協議

本耐震補強設計を進める各段階において適時協議を行い、極力手戻りすることのない様、本業務を円滑に遂行する。

初回打合せ 仕様書の内容確認（基本条件の確認と把握，設計工程，方針，検討事項の内容等），借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中（設計計画、各種検討、設計図書作成等）に発生する諸条件に関する確認，11月までに概算工事費の報告

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明，成果品納入，検収立会い

#### 2-2 現地調査

本調査は、既設水道施設（土木・建築・電気施設等の構造物，屋内設備，場内埋設管等）、配管、弁室等の地下埋設物（津市水道管，電気通信線路）及び近接施設（水路，道路）等の現地状況調査を行うものである。

#### 2-3 耐震補強工事設計

耐震補強設計については、施設の躯体及び、それに付帯するものを対象とし、耐震二次診断における結果を踏まえ、最良の耐震補強方法を立案し詳細設計を行うものとする。補強・撤去設計においては、現況水道施設への運転に支障を来たすことなく、各工種の設計に反映させるものとする

##### (1) 設計計画及び構造・機能計算

基本諸元 耐震二次診断業務の結果報告書に基づき、現況施設の耐震補強計画、耐震機能を満たした補強設計（詳細設計）を行う。

仮設備 耐震補強工事に先立ち、既設水道施設の運転に支障を来たさない様、必要に応じて仮設備、雨水等の浸入防止等も充分考慮する。

施工方法 施設の現状運転を考慮した上での既設構造物の補強方法及び取壊し撤去時にかかる施工方法、手順等を充分検討する。

##### (2) 設計図作成

基本条件に基づく耐震補強工事の各種関連図面、仮設工図等、取壊方法の詳細図作成及び仕様書の作成を行う。

(3) 数量計算及び概算工事費作成

各水道施設の耐震補強工事に係る工種別の数量計算と概算工事費等の作成を行う。

(4) 審査

耐震補強工事に係る設計図書（設計図、仕様書、各種検討書、各種数量計算書、各種工事費積算書等）について、総合的に津市及び関連機関の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

3. 納品項目

(1) 高野尾配水池の耐震補強工事に係る設計図書

上記(1)の各種数量計算書、各種概算工事費積算書、図面、仕様書等	3部
原稿	1式
電子記憶媒体	2枚

4. 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

(1) 水道施設設計指針	日本水道協会
(2) 浄水技術ガイドライン	水道技術研究センター
(3) 水道維持管理指針	日本水道協会
(4) 水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会
(5) 水理公式集	土木学会
(6) コンクリート標準示方書	土木学会
(7) 道路橋示方書・同解説	日本道路協会
(8) 杭基礎設計便覧	日本道路協会
(9) 建築工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(10) 機械設備工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(11) 電気設備工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(12) 日本産業規格	工業技術院
(13) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会
(14) 水道事業ガイドライン	日本水道協会
(15) 水道施設機能診断の手引き	水道技術研究センター
(16) 水道施設更新指針	日本水道協会
(17) その他関連法令（厚生労働省指導通達等）・条例及び規格等	

上記図書に改定等がある場合は最新のものを使用すること。

5. その他

- (1) 本業務の実施に当り、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めない事項は、発注者と受注者の双方協議によるものとする。
- (2) 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議する。



## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門・上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ （ 2 ）回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 <input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 （ ）機関 <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （平成26年度浄水第16号高野尾配水池ほか9施設耐震二次診断業務委託） <input checked="" type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
令和5年11月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input type="checkbox"/> その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
令和5年11月

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> </ol>